

## 特別職の退職手当の支給方法の全国状況

平成30年4月1日時点

		任期毎	最終退職日	備考	改正日
1	北海道	○			
2	青森県		原則	申出により任期毎可	H30.4.1
3	岩手県	○			
4	宮城県		原則	申出により任期毎可	H25.12.20
5	秋田県	○			
6	山形県	○			
7	福島県		原則	申出により通算可	H26.7.1
8	茨城県	○			
9	栃木県		原則	申出により通算可	H29.1.1
10	群馬県	○			
11	埼玉県	○			
12	千葉県	○			
13	東京都	○			
14	神奈川県	○			
15	新潟県	○			
16	富山県	○			
17	石川県	○			
18	福井県		原則	申出により任期毎可	H26.12.25
19	山梨県	○			
20	長野県	○			
21	岐阜県	○			
22	静岡県	○			
23	愛知県	○			
24	三重県	○			
25	滋賀県	○			
26	京都府		原則	申出により任期毎可	H26.4.1
27	大阪府				
28	兵庫県		原則	申出により任期毎可	<b>H25.4.1</b>
29	奈良県	○			
30	和歌山県	○			
31	鳥取県		原則	申出により任期毎可	H26.3.25
32	島根県	○			
33	岡山県	○			
34	広島県	○			
35	山口県		原則	申出により任期毎可	H29.3.21
36	徳島県	○			
37	香川県	○			
38	愛媛県	○			
39	高知県	○			
40	福岡県	○			
41	佐賀県		原則	申出により任期毎可	H28.3.25
42	長崎県	○			
43	熊本県	○			
44	大分県	○			
45	宮崎県	○			
46	鹿児島県	○			
47	沖縄県	○			
合 計		○36、原則2	原則8		10府県

・○印は任期毎のみの場合

・申出は口頭確認等を含む